兵庫県公報

平成20年3月28日 金曜日 第5号外

則

規

発 行 人兵 庫 県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

۱٬ -۶٬

目 次

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則(建築指導課)......1

公布された法令のあらまし

- ●建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則(規則第15号)
- 1 建築基準法施行規則(以下「省令」という。)の一部改正により、建築基準法の規定による建築物等の定期報告に係る報告書に調査項目及び調査状況並びに吹付け石綿の劣化の状況等を記載した調査結果表を添付するものとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 また、省令の一部改正により、道路法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、知事が道路の指定をしたとき等においては、知事が指定に係る道路の種類等の公告をしなければならないものとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第15号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表事務所その他これに類するものの項規模等の欄中「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第8条第3項第1号中「から当該応当する日の属する月」を「の月から当該応当する日の属する月まで」に 改め、同条第4項を削る。

第13条第3項中「公告し、かつ、」を削る。

第14条第4項中「第10条」を「第10条第3項」に改める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の表事務所その他これに類するものの項規模等の欄及び第8条第3項第1号の改正規定は公布の日から、第13条第3項及び第14条第4項の改正規定は平成22年4月1日から施行する。